



お知らせカレンダー

No. 1796 【 5月9日 発行 】

令和6年5月13日 ~ 令和6年5月26日

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,638 世帯

人口 5,007 人

男: 2,450 人

女: 2,557 人

(令和6年4月30日現在)



日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
13	(月)				
14	(火)				
15	(水)				
16	(木)				
17	(金)				
18	(土)	第31回やんばる駅伝	13:30 開会式 14:30 スタート	町内一円	やんばる駅伝競走大会実行委員会 教育委員会事務局
19	(日)				
20	(月)	事業所結核健診	受診票参照	保健センター	保健センター
21	(火)	事業所結核健診	受診票参照	保健センター	保健センター
22	(水)	肺がん検診	受診票参照	各検診場所	保健センター
23	(木)	肺がん検診	受診票参照	各検診場所	保健センター
24	(金)	肺がん検診	受診票参照	各検診場所	保健センター
25	(土)				
26	(日)				

町民の皆様へ

与論町緑化推進協議会
会長 田畑 克夫

「緑の募金」運動へのご協力について(お願い)

緑の募金活動につきましては、かねてから特段のご支援・ご協力賜り感謝申し上げます。さて、今年も緑の募金運動が行われ、身近な環境の緑化やみどり豊かな郷土づくりを推進するため緑の募金運動を県下一斉に実施することになっております。

つきましては、町民の皆さまにはご負担をお掛けすることになり恐縮ではございますが、募金運動にご協力くださいますようお願い申し上げます。

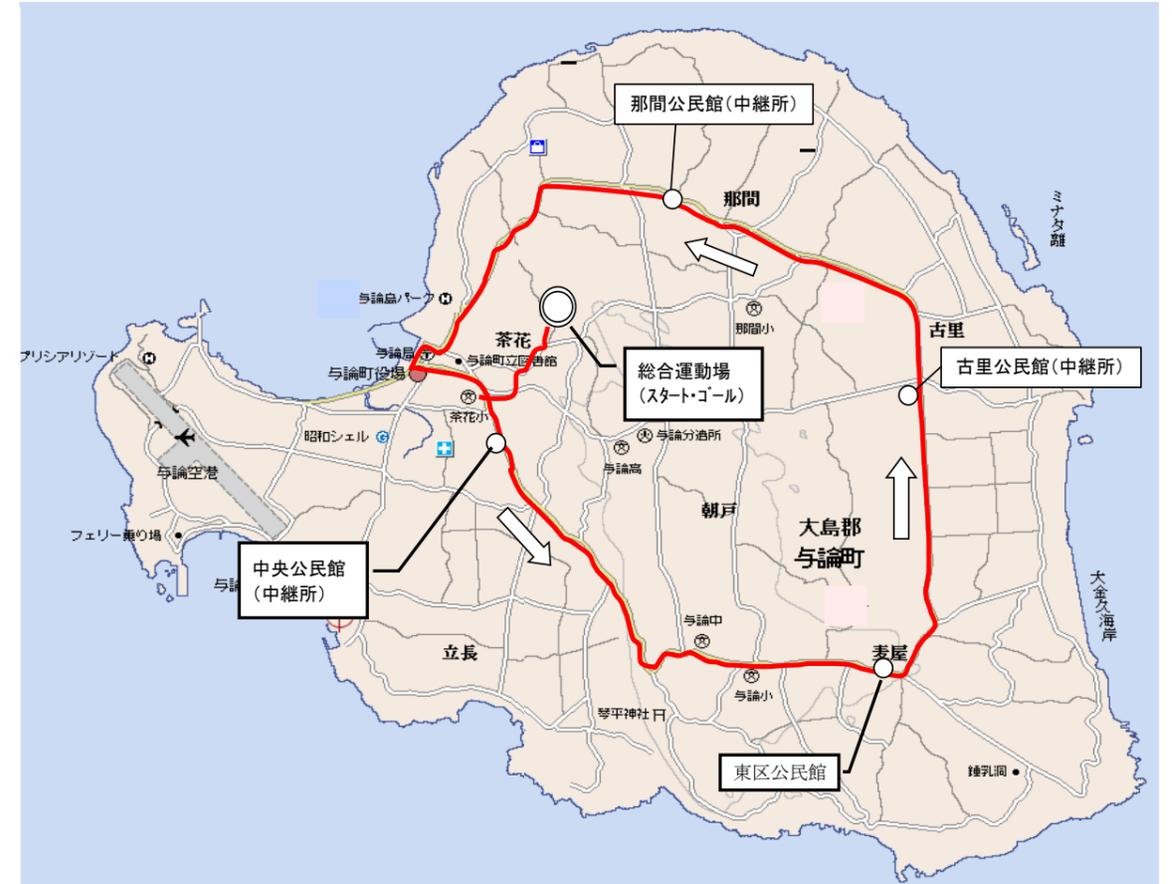
皆様にご協力いただきました「緑の募金」は、街路樹や防風林の整備、子ども会花壇の助成や名木・古木の保全活動に使われています。

募金方法につきましては下記の内容をご確認ください。

記

- 募金お願いの額 一世帯当たり 300円
 - 募金の方法 ◎ 小組合長さんにお渡しいたきますようお願いいたします。
※1 あくまで「募金」であることをご留意ください。
※2 緑の羽については、12月頃に配布予定となっております。
 - 緑の募金窓口 役場産業課 TEL 0997-97-4924
- ※ 募金期日 令和6年6月28日(金)までをお願いいたします。

第31回やんばる駅伝競走与論島大会



やんばる駅伝与論島大会コース

区間	中継所	区間距離	種別
1区	総合グラウンド ~ 古里公民館	6.5 km	一般男子
2区	古里公民館 ~ 那間公民館	1.9 km	一般女子
3区	那間公民館 ~ 中央公民館	3.1 km	50代男子
4区	中央公民館 ~ 那間公民館	7.2 km	一般男子
5区	那間公民館 ~ 東区公民館	6.3 km	一般男子
6区	東区公民館 ~ 那間公民館	4.0 km	40代男子
7区	那間公民館 ~ 東区公民館	6.3 km	一般男子
8区	東区公民館 ~ 古里公民館	2.1 km	一般女子
9区	古里公民館 ~ 総合グラウンド	5.7 km	30代男子
		43.1 km	

5月18日(土)第31回やんばる駅伝競走与論島大会を開催致します。島外より13チームが与論町に集結し、1本の襷に熱い思いをこめ、町内(県道)を約3時間かけて駆け抜けます。沿道からの温かい声援をお願い致します。14時30分に総合運動場をスタートします。

13:30~18:30の時間において**道路通行止め**がございませう。

(※大会の進捗により早まる場合もございませう。)

車両運転者の皆様におかれましては、ランナーに十分に注意され安全運転に努めて頂きますようお願い申し上げます。町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

お問い合わせ先
与論町教育委員会 生涯学習課
担当 沖島 97-2441(直通)

野犬の目撃情報募集

環境課では、町民からの捕獲・收容依頼、目撃情報の実情に沿って「狂犬病予防法」「鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき捕獲收容、保護を行っております。

野犬を目撃した、飼い犬を放している人がいる、犬が捨てられている、飼い犬がいなくなった等の情報がありましたら環境課までご連絡くださるようお願いいたします。

徳之島保健所 (電話 82-0149)
与論町役場 環境課 (電話 97-4712)



肺がん検診・事業所結核検診のお知らせ

事業所結核検診

(対象の事業所にお勤めの方のみ)

※保健センターへ事業所結核検診を申込みされた事業所にお勤めの方が対象です。肺がん検診との重複受診はできません

検診日	受付時間	対象者	場所
5月20日(月)	14:00~17:00	事業所(女性)	保健センター
5月21日(火)	8:30~11:30	事業所(男性)	
	13:00~16:00	事業所(未受診者)	



与論町に住民票がある方は自己負担これだけ!

肺がん検診 (X線検査)

(65歳以上の方は結核検診含む)

※職場結核検診対象の方は、肺がん検診の受診票を配布していません。

検診日	受付時間	対象集落等	場所
5月22日(水)	8:45~10:15	東区	東区公民館
	10:45~11:30	西区	西区公民館
	13:30~17:00	茶花	保健センター
		全集落	
5月23日(木)	8:45~9:45	古里	古里公民館
	10:30~11:15	朝戸	朝戸公民館
	13:30~15:00	那間	那間公民館
	15:45~16:15	叶	叶公民館
	17:00~17:30	全集落	保健センター
5月24日(金)	8:45~9:45	立長	立長公民館
	10:30~11:15	城	城公民館

※検診当日、発熱など体調のすぐれない方は受診をご遠慮ください。
※マスクの着用にご協力ください。

肺がん検診・料金表

年齢は令和7年4月1日時点です

64歳まで	200円
65歳以上	無料

・送付された受診票(緑色の用紙2枚)を持参ください。

・可能な限り対象集落の時間帯にいらしてください。

与論町保健センター
0997-97-5105
担当:林

令和6年度与論町火葬場(昇龍苑)火葬業務等従事者の募集について

与論町では、この度、火葬業務等の体制強化を図るため、火葬業務等従事者をこれまでの1人体制から2人体制にすることとしております。

つきましては、下記により火葬業務等従事者を募集しますので、応募される方は下記に基づき期限までに必要書類を提出してください。

記

- 委託期間 業務委託契約締結日から令和7年3月31日まで(令和6年度)(令和7年度からは年度更新可)
- 勤務場所 昇龍苑(与論町大字立長3173-1 TEL 97-4661)
- 業務内容 ①火葬業務 ②日常的な施設・設備の管理に関する業務
- 募集人員 1名
- 業務委託料 32万円(月額)
- 勤務条件等
 - 勤務時間: 8:30~16:00(ただし、業務が終了しない場合は、終了するまで。)
 - 休日: 土曜日、日曜日及び国民の祝日(ただし、火葬業務により休日にできなかった場合は、その日以降の火葬業務のない日を休日とする。)
 - 休業日: 1月1日~1月3日、12月29日~12月31日(ただし、1月1日を除く休業日に火葬許可を受けた場合は、業務を行わなければならない。)
- 提出書類 履歴書(様式は役場ホームページからダウンロード又は町民生活課でお受け取りください。)
- 提出先 与論町役場 町民生活課
- 提出期限 令和6年5月30日(木)
- 選考方法 書類選考及び面接(面接日時は別途調整)

<お問い合わせ先> 役場 町民生活課 担当:光 TEL 0997-97-4930

「令和6年全国戦没者追悼式」参列遺族の募集

先の大戦で亡くなられた方に全国戦没者追悼式への参列を希望されるご遺族を募集します。

- 期 日 令和6年8月15日(木) ※前日からの団体行動になります。
- 場 所 日本武道館(東京都千代田区)
- 対 象 者 次の要件を満たす鹿児島県居住の方が対象です。
 - 支那事変以降の戦争による死没者の遺族
 - 次の場合は、同伴者を認めます。同伴者は、鹿児島県在住の方に限ります。
 - ア 介助者がいなければ団体行動が難しい遺族
 - イ 80歳以上の方
 - ウ 青少年
 - 健康状態が良好で、2日間の団体旅行が可能な方
- 参加費用 鹿児島空港から東京までの往復運賃と宿泊費の一部を助成します。その他の費用は自己負担です。(同伴者については、全額自己負担です。)
- 申込期間 令和6年5月9日(木)~5月24日(金)
- 募集人員 60人(鹿児島県) ※申し込み多数の場合は、選考となります。
- 申 込 先 与論町役場町民生活課
- そ の 他 申込書は町民生活課にあります。
- 問合せ先 鹿児島県庁社会福祉課 電話 099-286-2828
与論町役場町民生活課 電話 0997-97-4930

墳墓改葬公告(事前公告【再】)

与論町は、「施設型共同墓」を整備するために、下記の墳墓について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び墳墓に関する権利を有する方は、令和6年5月21日までにお申出ください。

なお、期日までにお申出のない場合は、法令等に則り手続きを行い、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

記

- 墳墓等所在地 与論町大字朝戸字西半田1071番地
- 墓地名 ブジョウ墓(菅原池西側の吉田霊園のさらに西側にある墓地)
- 墳墓の名称 不詳
- 死亡者の本籍及び氏名 不詳

<お申出先> 与論町役場 町民生活課(電話:0997-97-4930)

家屋や倉庫等の新築・増築について

家屋や倉庫等を新築や増築された場合は、固定資産税評価額を算定するために税務課職員にて家屋の実地調査を行う必要がありますので、役場税務課までお知らせください。

連絡先 役場税務課 0997-97-3133

物価高騰対応重点支援給付金 均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て加算 のご案内

■ 均等割のみ課税世帯

- 住民税均等割のみ課税世帯 **(1世帯あたり10万円)** は、住民税均等割のみの課税世帯を支援する給付金です。
- 対象世帯は、**令和5年12月1日**時点で与論町に住民登録のある世帯で、支給要件等は以下のとおりです。

給付金の支給金額	給付金の支給時期
----------	----------

1世帯あたり **10**万円

与論町が確認書（申請書）を受理した日から2～3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（①～②のいずれかにあてはまる世帯）

- ①世帯全員が令和5年度「住民税均等割のみ課税」の世帯
 - ②世帯全員が令和5年度「住民税均等割のみ課税と住民税非課税世帯」の方で構成されている世帯
- ※世帯全員が「住民税が課税されている方」の扶養親族である場合は、対象外となります

世帯の全員が令和5年1月1日時点で与論町に住民登録されている場合は、与論町から「確認書」を送付します。

令和5年1月2日移行に与論町に転入された方がいる場合は申請が必要です。

確認書を返送ください

与論町役場へ問合せください

返送：申請（①，②の世帯）：令和6年7月31日（水）

給付金の支給手続き 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

I **世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- ・対象となる世帯には、与論町から給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。
 - ・中身を確認して、同封の封筒で返信してください。
- 【確認事項】
- ①支給要件の確認欄のチェックが入っているか
 - ②給付金の支給口座の口座情報に誤りがないか、添付書類は揃っているか。
- ※支給予定口座には、以前の給付金（特別定額給付金等）の支給口座を記載しています。口座を変更する場合には、「通帳の写し」と「本人確認書類」を添付してください。

II **世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方や、未申告の方がいる場合**

- ③給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請に必要な書類がありますので、与論町役場総務企画課にお越しください。

■ 低所得者の子育て世帯へのこども加算について

18歳以下（平成17年4月2日以降）の児童がいる支給対象世帯には、こども加算（児童1人あたり5万円）を支給します。

- ・令和5年度住民税非課税世帯
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

※住民税非課税世帯のこども加算対象者については、与論町より「お知らせ」通知を送付しますので、確認をお願いします。住民税均等割のみ課税世帯には、「確認書」を送付します。

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

与論町役場 総務企画課

☎ 0997-97-3111 平日8:30～17:15



暮らしの中で、行政に関わるお困りがありましたら

行政相談委員にご相談してみませんか

毎日の暮らしの中で、登記、年金、道路、社会福祉など国の役所の仕事などについて、疑問・苦情や意見・要望はありませんか？

相談無料
予約不要
秘密厳守

《行政相談所開設のご案内》

日時：5月21日(火) 14時～17時 場所：与論町中央公民館

◆行政相談委員 林 英登樹

☆行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間のボランティアの方です。
全ての市町村に1人以上委嘱されており、皆様の身近な相談相手として、国の仕事などに関する相談を受け付け、助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行っています。
お問い合わせ先：総務省 鹿児島行政監視行政相談センター (電話)099-224-3247

★以下の事項についてご理解・ご協力をお願いします★

- ・相談時間は、総務省からの指導により原則30分以内とさせていただきます。
- ・後日、ご連絡が必要になった時のために、お名前および連絡先を確認させていただきます。
- ・上記についてご了解いただけない場合には、下記にて電話相談お受けします。
(きくみみ鹿児島:099-223-1100 平日8:30～17:15)

事業者の皆様へ 与論町宿泊施設等高付加価値化事業補助金の説明会開催について(お知らせ)

与論町内の宿泊事業者や観光施設事業者が持続可能な観光地づくりを目指すための大規模な施設改修等に活用できる補助事業を実施いたします。実施に伴い、下記の日程で事業説明会を開催いたします。

【事業内容】

- ワーケーションやインバウンド対応、光害の対策等といった持続可能な観光地づくりに対応するための施設改修
- 空家等を宿泊施設等へ転換するための施設改修 等

【補助率】

- 補助対象経費の1/3以内(補助金上限額は300万円)
- ※ただし、補助対象事業費の合計が100万円以上とします。

【事業説明会】

- 日時：令和6年5月16日(木)15時00分～16時00分
- 場所：与論町地域福祉センター

【その他】

○募集要項、申請書等は説明会時にお配りします。また、説明会終了後に与論町ホームページへ募集要項、申請書等を掲載いたします。

(お問い合わせ先)与論町役場 商工観光課 電話：0997-97-4902

奄美群島リーフチェックサミット2024を開催します！

ダイバーによるサンゴ礁の健康診断「ヨロン島リーフチェック」は、2000年から25年間実施しています。今回、第一回の開催となる奄美群島リーフチェックサミットでは、奄美群島でリーフチェックを行っている関係者の方より、各島でのサンゴ礁の様子や守る取り組みについてお話いただきます。みなさまぜひご参加ください！

日時 2024年5月12日(日) 15:00～18:00

場所 福祉センター

内容 ●リーフチェックってなに？

●喜界島のサンゴ礁について

●大島海峡のサンゴ礁について

●与論島のサンゴ礁について

●奄美群島のサンゴ礁を守るために私たちにできること

共催：公益財団法人 日本自然保護協会、NPO法人 海の再生ネットワークよろん

協力：喜界島サンゴ礁科学研究所

後援：環境省 沖縄奄美自然環境事務所、奄美群島サンゴ礁保全対策協議会、与論町

○お問合せ：NPO法人海の再生ネットワークよろん(池田) / 0997-85-1076(シマノマ内)



集落の農業の未来について語り合いませんか？

農業者の高齢化が進む中、本町で実施したアンケート調査では70歳以上の農業者のうち半分以上の方が後継者がいないと回答し、近い将来に耕作放棄地が増え始めるという結果が出ています。先祖が開拓した大切な農地を守るため、農業の将来ビジョンである地域計画を策定します。町民の皆さまのご意見を地域計画に反映させるため、各集落において話し合いを開催しますので、是非ご参加ください。

協議の内容

- ・農地の集積・集約化(拡大希望農家に農地を集める・作物や人ごとに農地を集める方法は)
- ・農地の貸借(集積・集約化に向けた農地中間管理事業等の貸借方法について)
- ・受託の活用(受託者の育成・確保 受託組織設立について)
- ・土地改良事業の活用(畑の大区画化・畑かん等の整備などの事業活用について)
- ・多様な農業者の確保・育成(専業農家、兼業農家など農業に携わる人を増やすには)



対象者

- ・集落で農業を営む方
 - ・集落に農地を所有している方
 - ・農地を借りたい方・貸したい方
 - ・農地に住宅や牛舎等、1年以内に建物の建設予定がある方
- ※農地の転用、農振の除外を申請する前に集落の同意が必要になります

開催日時

日程	時間	場所
5月20日	18:00～	立長公民館
5月23日	18:00～	茶花公民館
5月30日	18:00～	東区公民館
6月3日	18:00～	西区公民館
6月6日	18:00～	城公民館
6月10日	18:00～	叶公民館
6月13日	18:00～	古里公民館

※座談会終了後には懇親会を予定しています。

○お問い合わせ先 産業課 担当：市来 TEL 0997-97-4924

農振除外・編入の申請について

農用地を畑以外(家・牛舎等の建設)の目的で利用する場合、農用地区域からの除外や用途変更の手続きが必要と法律で定められています。農振の除外等の申請については、令和7年度より役場に申請する前に集落の同意を得ることが要件に加わります。令和7年度以降に申請を予定している方は建設予定地の集落で開催される地域計画の話し合いにご参加くださいますようお願いいたします。手続きには時間を要するため、お早めに産業課までご相談ください。

【手続きをせずに建設をすると・・・】

- ・農振除外せずに家を建てた場合、浄化槽等の補助金を受けることができません。
- ・用途変更せずに牛舎等を建てた場合、建設にかかる様々な補助金等を受けることができません。(お問い合わせ先)産業振 担当：山田 TEL:97-4924

農地利用最適化推進委員を募集します

町では、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方で「やる気」のある方を募集します。

●主な業務

- ①毎月の総会や各種会合への参加 ②担い手への農地利用の集積・集約化 ③農家からの相談対応及び助言指導
- ④遊休農地の発生防止・解消 ⑤農業一般に関する調査・情報提供など

●募集内容

- ・募集人員：農地最適化推進委員1名(担当地区：西区地区)
- ・任期：令和6年6月下旬～令和8年7月19日

●受付期間

- ・受付期間：令和6年5月9日(木)～6月7日(金)【必着】

●応募方法や手続きについては、町ホームページをご覧ください。

- ・お問い合わせ先：与論町農業委員会事務局 電話0997(97)4922



重度心身障害者医療費助成制度 の制度変更の御案内

これまで、重度心身障害者医療費助成制度は、重度障害者の方が受診後、市町村に申請を行う償還払い方式により、運用していましたが、重度障害者の負担軽減を図るため、令和6年7月診療分から、市町村に申請を行う必要がなくなる自動償還払い方式に移行するなどの新制度を開始することとなりました。



① 対象者

以下の障害者手帳をお持ちの方のうち、一定の所得以下（特別障害者手当の所得制限を準用）の方が対象です。

- ・ 身体障害者手帳1級、2級
- ・ 療育手帳A1、A2、A（知能指数35以下）
- ・ 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1（知能指数50以下）
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級（通院医療費のみ対象）

※ 令和6年7月診療分より対象に追加。

② 自己負担額

- ・ なし（医療機関の窓口でいったん自己負担額を全額支払い、後日、市町村から自己負担額が助成されます。）

③ 受給のための手続き

- ・ 与論町役場で受給資格者証を発行します。
- ・ 受診の際は、保険証と受給資格者証を必ず窓口で提示ください。

④ 自動償還払い方式とならない場合

- ・ 保険医療機関等で受給資格者証を忘れた場合
 - ・ 県外の保険医療機関等を受診した場合
- 等はこれまでどおり、市町村に支給申請が必要になります。（償還払い）

※ 詳しくは、障害福祉担当課までお問合せください。
与論町役場 健康長寿課 林
TEL：0997-97-4992

奄美大島年金事務所の職員による 年金相談会のお知らせ

「年金が払えない」、「年金がもらえるか不安・・・」、「年金額は増やせるのか」、「障害年金を請求したい」等、国民年金に関するご相談がありましたら、是非この機会にご利用下さい！

日時 令和6年5月22日(水) 13:30~17:15(5名まで)
令和6年5月23日(木) 9:00~11:00(2名まで)

場所 役場 監査兼会議室(1階)

(庁議室から変更になりました。)



予約が必要です！
1名あたり最長で45分間です！

年金相談にお越しの際は、マイナンバー、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書などの他、相談者本人であることを確認できるものをご持参のうえ、予約時間までにお越しください。
※代理の方がご相談に来られる際には、委任状と来られる方の身分証明(運転免許証など顔写真があるもの)が必要となります。
ご都合により来庁できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

予約は町民生活課窓口にお越しいただくか、こちらにお電話下さい

【お問い合わせ先】
町民生活課 国民年金係 TEL：0997-97-4930

緑化推進員の募集

募集人数：1名
募集エリア：④空港近くトンネル付近
※できるだけその地域の方をお願いしたいと思います。

作業期間：令和6年6月～令和7年3月
作業時間：1カ所に付き週4時間程度(月16時間程度)
賃金：1時間当たり900円
作業内容：各人に割り当てられた区間の花壇の手入れや浴道の美化。
応募期限：令和6年5月24日(金)17:00まで
応募方法：与論町役場環境課にて応募用紙を記入して下さい。
採用の決定：採用された方には、電話でご連絡します。



問い合わせ先
与論町役場環境課
電話：97-4712

自動車税の納付は5月31日まで！！

自動車を所有する皆様、納期内納付ありがとうございます。
自動車税種別割は、毎年4月1日時点で自動車（軽自動車は除く）を所有している方に納めていただく税金（県税）です。

今年は「納税通知書発送日」が4月26日（金曜日）、
「納付期限」は5月31日（金曜日）ですので、納め忘れがないようにしましょう！

自動車税種別割について、納税通知書が届かないなど、ご不明な点がございましたら、鹿児島地域振興局自動車税課（099-261-5611）又は、大島支庁県税課（0997-57-7225）まで、お気軽にお問い合わせください。

自動車税種別割は、

県ホームページにも情報が掲載されていますので、
下記QRコードをご覧ください。



コンビニエンスストア

スマホ決済アプリ

口座振替

金融機関・郵便局

地方税お支払サイト



などで納めることができます。

【旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助制度について】

本町では、条件を満たす木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る費用に対して補助金を交付します。以下のとおり申請を受け付けますので、ご希望の方は事前に建設課と協議の上、申請してください。

- 補助金額の額
 - 耐震診断：交付対象経費の3分の2とし、木造住宅1棟につき上限6万円
 - 耐震改修：交付対象経費の23%とし、木造住宅1棟につき上限30万円
- 補助対象となる木造住宅
 - 一戸建ての専用住宅又は併用住宅（過半の床面積が住宅の用途であること）で、現に居住の用に供していること。
 - 昭和56年5月31日以前に建築され、又は着工されたものであること。 など
- 補助対象者
 - 対象となる木造住宅の居住者又は所有者であること。
 - 対象となる木造住宅の居住者と所有者が異なる場合、双方が本事業について同意していること。 など
- 受付
 - 申請受付期間：令和6年5月13日（月） から 令和6年5月31日（金）まで
 - 申請様式：本町ホームページにてダウンロード 又は 建設課窓口

事業の詳細は

こちら↓



※注意点

- 施工業者等と契約を進めるなど着手後の申請については、補助対象外となります。必ず着手前に建設課と協議の上申請してください。
- 予算の上限に達した時点で申請受付を締め切ります。また、これらの事業は年度内に完了することが条件です。
- 木造以外の構造が混在している住宅、昭和56年6月1日以降に増築された住宅、特殊な工法の住宅などは補助対象外となります。

お問い合わせ先：建設課 97-4928

軽自動車税減免の対象となる障害の範囲と必要書類

- 一定の要件に当てはまるものは申請により軽自動車税の減免を受けることができます。
- 減免を受けることができる自動車は障害者一人につき一台です。**普通車と重複減免は出来ません。**

■ 軽自動車税の減免対象

障害者等区分	軽自動車の所有者	軽自動車の運転者	軽自動車の使用目的
身体障害	本人	本人	制限なし
		生計同一者・常時介護者	通院・通所・通学・生業
身障(18歳未満)	生計同一者	生計同一者	通院・通所・通学・生業
知的・精神障害	本人	本人	制限なし
		生計同一者・常時介護者	通院・通所・通学・生業
		生計同一者	通院・通所・通学・生業

※ 常時介護者は、障害者のみで構成されている世帯の場合に該当します。

■ 減免の範囲

障害者等区分	身体障害者手帳		戦傷病者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳		
	本人	生計同一者 常時介護者	本人	生計同一者 常時介護者	本人	生計同一者 常時介護者	本人	生計同一者 常時介護者	
障害 の 区 分 と 程 度	運転する者	本人	本人	本人	本人	本人	本人	本人	
	視覚障害	1級～4級の1		特別項症～第4項症		A1,A2 (重度の障害を有する者)	1級(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める障害を有する者)		
	聴覚障害	2級,3級							
	平衡機能障害	3級							
	音声機能障害	3級 (喉頭摘出手術を受けた者に限る)		特別項症～第2項症 (喉頭摘出手術を受けた者に限る)					
	上肢不自由	1級～2級の2		特別項症～第3項症					
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級の1	特別項症～ 第6項症, 第1款症～ 第3款症	特別項症～ 第3項症				
	体幹不自由	1級～3級,5級	1級～3級		特別項症～ 第4項症				
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変による 運動機能障害	上肢 機能	1級,2級 (一上肢にのみ運動機能障害が ある場合を除く)		—				—
		移動 機能	1級～6級	1級～3級(一下肢 にのみ運動機能障害 がある場合を除く)	—				—
心臓機能障害	1級,3級		特別項症～第3項症						
腎臓機能障害									
呼吸器機能障害									
ぼうこう又は直腸の機能障害									
小腸機能障害									
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1級～3級		—	—					
肝臓機能障害	1級～3級		特別項症～第3項症		—	—			

<複数の障害を有する場合の減免対象>

- 同一障害のみを合算し、その等級が上の表に当てはまる者(視覚障害は3級以上、上肢は1級、下肢の生計同一、常時介護者運転は2級以上)
- 下肢障害6級以上で、異なる障害の合算後等級が2級以上になる者(生計同一、常時介護者運転のみ)

■ 申請に必要な書類

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳
- ・運転免許証 ・車検証(検査なし車両の場合不要) ・納税通知書

問合せ先	与論町役場 税務課 0997-97-3133
------	---------------------------

- * 申請書は、税務課の窓口または与論町役場ホームページから印刷できます。
- * 申請書は、納期限前7日(5月24日)までに提出する必要があります。(与論町税条例第90条第2項)
- * 申請書を郵送する場合は、当日消印有効(令和6年5月24日消印)とします。

第60回 職域バレーボール大会 参加チーム募集！！

開催日時：令和6年5月26日（日） 午前8：30 開会式

場 所：砂美地来館（全館）

監 督 会：令和6年5月20日（月） 午後7：00 役場1階ホール

参加締切：令和6年5月20日（月） 午後5：00

チーム編成：男女9人制（職場名使用・男女混成等）

参 加 費：1チーム 一般 5,000円 高校生 3,000円

中学生 2,000円（監督会にて徴収します。）

そ の 他：参加申込及びお問い合わせは、 山下（090-9461-9159）までお願いします。